

議案第 23 号

橋本市消防委員会条例の一部を改正する条例について

橋本市消防委員会条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めた
いので、議会の議決を求める。

平成 26 年 11 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市消防委員会条例の一部を改正する条例

橋本市消防委員会条例(平成 18 年橋本市条例第 220 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(組織) 第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 <u>(1)・(2)</u> 略	(組織) 第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 <u>(1)議会の議員</u> <u>(2)・(3) 略</u>
附 則	この条例は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。